

平成24年度 第4回大分市清掃事業審議会

日時 平成24年11月26日(月)14:00~

場所 大分市保健所 6階大会議室

開 会

志堂寺課長

諮 問

「大分市一般廃棄物処理基本計画」の改定について」

審 議

「大分市一般廃棄物処理基本計画の改定の概要について」

事務局

資料説明

【質疑応答】

会長

・ただいま基本計画の素案につきましてご説明をいただきましたが、その説明で分かりにくいところがあったということでご質問等ございましたならば、お受けいたしますがいかがでしょうか。説明の中でちょっと分からない点があるのは、どこを改正したのかという部分がよく分からないのですが、例えばごみ処理基本計画の場合は中間チェックですから、今までどういうふうに来て、目標達成が可能であるかないかというような点をチェックする、そういう仕事だと思っていたのですが、改正案というのはそもそもの目的部分というところを変えてしまうということでしょうか。

事務局

・今回の目的等については、生活排水処理基本計画と一体化するということを主に考えたものですから、ここの目的等は修正をしております。目標等の数値につきましては、総合計画の中に28年を目標とするということで既に記載をしております。これを変更するというにはならないということで、企画課の方とも協議をいたしました結果、目標値についての修正は今回はかけないということでの修正内容となっております。ですから一体化

するという意味での大きな目的ということでご理解いただきたいと思います。

会長

・そうしますと、この審議会では一体化するために必要な文言の修正を行うというような形で理解していくのがよろしいでしょうか。

事務局

・会長のおっしゃるとおりのところで修正をしたいということでご提案しておりますのでそういう方向でご審議いただければと思います。

会長

・はい。他にご質問等ございませんか。

委員

・そうしますと、私はとにかく最終処分場のことが非常に気になってまして、この基本計画の中でどういうふう書き込んでいただけるのかなと思っているんですね。行政の内々では数値の見直しはしないという確認がとられているようなので、例えば私の理解で2020年には最終処分場がいっぱいになるという数値が出たとしますね、それを延命するためにはリサイクルをやったり、分別をしたり、いろんな活動をやってごみを減量してどこの自治体も努力をするわけですが、そうするとここでいくら審議をしても、その2020年の数字が動かないということになると、ある意味何のために審議をすればいいのかなという疑問が出てくるのですが、その辺はどうなんでしょうか。

事務局

・平成20年から29年までの計画におきましては、数値目標自体は今のところそれに向かって努力しておりますから、それについて大きく変更することはないという判断のもとで総合計画との整合性を図る意味で今回は修正をしないということでありまして、そのことについては今後同じような形で努力を続けていくということ自体に変わりはありませんので、大きな修正は必要ないというふうに判断しております。

会長

・今の点につきまして、またご意見等ありましたら審議の時に聞かせていただければその内容について議論をしたいと思います。

委員

・例えば今の答えの中で、大分市の総合計画は2016年までですよ。今度2017年という

ことになりますよね。私がかう聞きたいということがよく伝わらないのかな、審議の過程でまた質問させていただきます。

会長

・内容につきましてはまた後ほど。今はとりあえず分からない点のご質問という形でお受けさせていただきます。他にございますか。もし無なければ、この一般廃棄物処理基本計画改正案というものにつきましては別の機会に議論するという形にしたいと思います。

それでは「家庭ごみ有料化についての答申に向けた検討事項」についての審議に移りたいと思います。前回は5の家庭ごみ有料化の実施方法についての(5)ごみ袋の種類というところまで終わりました。これからは(6)の部分から始めたいと思います。資料編では50ページをお開きいただきますと家庭ごみ有料化についての答申に向けた検討事項の中で(6)が出てまいります。よろしいでしょうか。

それでは今後検討を要する事項の の販売方法というところから審議をしたいと思います。これは特に事務局からの説明はございますか。はいどうぞ、お願いします。

審議

「家庭ごみ有料化についての答申に向けた検討事項について」

事務局

資料説明

会長

・では50ページに戻りまして販売方法というところから審議に入りたいと思います。多くの意見はどこでも買えるようにしてほしいという意見でございますが、基本的に私どもが値段を決めた際に、仮にそれが45ℓが35円としておいて、これはどこでも同じ値段で買えるというのが原則かなと思いましたが、それを確認させていただきたいと思います。どこで買っても同じ値段で買える再販商品であるという考え方でよろしいでしょうか。

その場合に、私は商売をやっていないのでよく分からないのですが、委託をして生産をしていただいてそれを流通にのせて再販価格として流通させるような場合には、例えば一日に一個しか売れないところと、一日に千個売れるところではその経費が変わってきますよね。そういう場合の処置というのは、一般的にはどうされるのですかね。全部込みにして織り込んでその出される原価というものを決められているのでしょうかね。どんなものでしょう。どなたかその点に詳しい方はいらっしゃいませんか。

委員

・生活の目線でいったら当然だと思いますけど。

委員

・ どういう事を答えたらよかったんですかね。

会長

・ 要するに再販価格制度を実施しようと思ったら、その場所によって値段が変えられないものですから、マージンというか、そうしたものは固定されてしまうのですか、それとも幅があるものなのですか。

委員

・ 普通マージンは固定されていると思います。大分市がこういう事をやるということで、非常に小売りとしては、やはりごみ袋の需要っていうのは非常に大きいんですよ。雑貨っていういろんな食品以外の物、商品の取り扱いをしていますけれど、その雑貨の部門の中でもごみ袋のウエイトって非常に高いんです。売上っていうところから見ると。そのごみ袋の売り上げが高いのにマージンもそこそこあるんです。いわゆる3割とか2割5分とか、その間ぐらいであるんですけど。今例えば日出とか玖珠とか、他の市町村でこういった事が行われている中で、大体10%とか15%のマージンで販売を任せられるというのが実情であります。今は消費税を込みにした形での販売価格の表示ということになっていきますので、その辺が例えば45円とか30円とかいうような形できりのいいところで設定されると、30円の場合は31円50銭になりますけども、その辺も踏まえて販売価格の設定を切りのいいところで、例えば35円とかですね、それも税込35円みたいなかたちで設定されるとよろしいかなと思います。

会長

・ なぜそんなことをお聞きしたかと言いますと、多分流通経路は一定のルートがあると思って、その一定のルートである店には卸してもある店には卸せないとかですね、そういうのがあってはないかと、ちょっとそれを心配したものですから、特にお尋ねしたんですが。一応どこの店でも取り扱えるような流通ルートというのはございますか。

委員

・ そうですね。会社と契約されて大分市の店舗で扱うというようなかたちがよろしいかと。個人商店等で販売されてる方にも販売を委託するのであれば、そのところはまた仕組みをちょっと考える必要があるかもしれません。

会長

・ すいません、私経済のことを全く分からないのでちょっとお尋ねしたんですけど、それでは基本的にはどこでも買えるようにするという形でまとめさせていただくということ

でよろしいでしょうか。

もう一つは自治会等といった非販売組織といたしますか、ボランティアといたしますか、そうしたところはどなるのでしょうかね。市が引き取ってまた卸をやるのか。一般的にはどうなんでしょうかね、現実問題として可能なんでしょうか。何かありませんか。

事務局

・自治会で販売しているという自治体も実際にございます。そこにどのようなかたちでごみ袋を卸していくか、一つは市が直接卸す方法と、後は配送業者に別に依頼をして、そこから配送するという2パターン。まあ何種類かパターンはあるだろうと思うのですが、どのようにして配布するかというところが自治体によっては異なってくると思います。

会長

・ちょっと自治会で心配するのは在庫の管理とかというような部分ですね。本当にできるかなというのが一番心配しているところです。それでかえってトラブルがおきると、それも困るなというふうに思っているのですが。どこでも手に入るようにするというのを原則にして、もし自治会等で扱われることが可能であるならば、できるだけ希望に沿うようにしていただきたい。そういうまとめ方でよろしいですかね。

委員

・逆に難しいかもしれないですね。

会長

・どうぞ。

委員

・自治会でやることができるってことを、私の地元ではできなくなりつつある自治会もあります。私の住んでいる地区の班というか、ちょっと自治会活動が限界にきている。まあ、高齢化のせいですけど。そういうところですから、他にもきつとあると思うんですね、だから自治会でやって下さいってオールの投げは逆に無理じゃないかなと。どうしてもやりたいってところがあれば大いに結構ですよと。それはあると思うんですね。その時に市の方がどういう対応するかは行政の話で、自治会はちょっときついんじゃないかな。

会長

・まあ可能かどうかということを探っていただく。もし希望があるならば、それに対応できるかどうかということでしょうかね。そのような形でまとめさせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

委員

・ちょっと確認をとらせてください。今会長さんがおっしゃいましたどこでも購入できると、これは業者の方はよろしいのでしょうか。ここのところを確認いたしたい。例えば私の方も小売りと自営という物品販売をやっております。そのようなところでも可能ということでもいいですね、どこでも販売となると。

それと合わせてもう一つ。今委員や会長さんも言いましたが、自治会ですね。それの方は希望のみというような形でよろしいですね。

会長

・ただ希望があるかもしれませんが、実際にそれが行政的に可能かどうかということは、これから内部で検討していただくという形になりますので、約束しているわけではございません。

委員

・では参考ということで、積極的に環境問題について取り組んでいる自治会というところもありますし、願わくば自治会も袋を扱いたいという希望があれば、どこでも販売することができるという部分に含めていただければいいと思います。

会長

・ありがとうございました。他にありますか。

委員

・確認ですけど、価格の面なのですが、45ℓが35円としたら、これは必ず35円は守られるのでしょうか。

会長

・先ほど、再販商品と申しましたのはその意味でありまして、例えばタバコはどこで買っても原則として幾らだという価格が変わりませんよね。10円値引きするとか10円プラスするとかできません。それと同じような考え方でよろしいですね、ということ为先ほど確認させていただいたんです。

委員

・お酒なんかは特に小売店で買う価格とスーパーで買う価格、それからドラッグストアとかとにかくバラバラですよ。そういう感じでごみ袋にしても、今現状売られているごみ袋でも、やはりスーパーで売ってる価格と小売店で売ってる価格って違うんですよ。だ

からその辺が決められたものということが今回はっきりしますので、だったらどこの店で買っても、小売店で買おうが大きなスーパーで買おうが、同じ価格っていうのを本当に徹底していただかないと。特に小売店なんかは35円の利益なんてほんと知れたもんですね、それをやはり買う側になれば1円でも2円でも安いところに行ってしまうので、その辺をやはり特に大きなところがきっちり35円なら35円、25円なら25円って守らないとやはり取り扱う店舗によっては利益も出ないし、何をやってるのか分からなくなると思うんですけど。

会長

・法律上の関係のことをお尋ねいたします。再販ということは、法律上で何か指定が無いとできないようなものなんでしょうか、それとも決めればできるものなんでしょうか。本なんかは決まっていますので、これはできるというのはありますけれども。

事務局

・今回のごみ袋につきましては、物品の販売ということではなく、大分市の手数料をいただくという形になりますので、手数料につきましては例えば30円であろうと40円であろうと一律その額をいただくという考えを持っています。ですから袋の高い安いとか割引するとか、そういったことは手数料においてはできないというふうに考えていただきたいと思います。

会長

・再販価格ということが無理だと。つまり売値が一定になるということは無理だということですね。

事務局

・売値については一定です。

会長

・ちょっと待って。例えば自分のマージンを削って売っていますという場合には当然安く売れるわけでしょ。

事務局

・45円というものは手数料という形になりますので。

会長

・45円全部が手数料という形になるわけですね。

事務局

・普通の物品の場合だと卸値にマージンを加えて売値という形になると思うんですけど、今回例えば45円の場合ですが、45円すべてが手数料という形になりますので、その他に市から例えば10%なり20%の販売手数料というものを販売店さんにお出しするという形になるかと思います。

会長

・市からですね。要するに全部自分の懐に入ったと仮定して、必要な費用はそこから払っていきますよという考え方。

委員

・消費税の対象にはならないということですね。

会長

・消費税はどうなるんですか。

委員

・物品販売という形には入らないから、消費税の対象にもならないし、売れたというか配布したその枚数に応じて市の方から手数料という形で出すということですね。

事務局

・はいそうです。

会長

・ちょっと待ってくださいよ、わけがわかんなくなってきた。

事務局

・単純にこれと比べてください。例えば住民票とか戸籍とかあれは手数料なんです。どこの支所で取ろうとも一枚300円は300円なんですよね。だからそういう意味で考えてください。物品の販売ではなくて手数料を市はいただくと、それをお店の方で販売していただくために、その販売した枚数に応じた手数料を取っていただいたお金を市から差し上げるといことです。だから卸値があって小売値があるとかいうものではないということです。お分かりになりますでしょうか。物品の販売じゃなくて手数料として市が、例えば35円で売ったものは35円全部市がいただきますと、ただし売った手数料のお金を市からその売って

いただいたお店あるいは自治会等に一枚幾らというような形の手数のお金を差し上げる。だから物品の販売ということではないし、消費税も掛からないということです。

会長

・そういう解釈ですか。

委員

・要するに上代価格、40円とか45円とか決定した以上は、これは税込ということになっている。ということは、やはり生産する方にしては生産そして仕入れそして卸そして小売りとそういうふうな段階の中でこれは研究してやっていかないと、やはり利益を出さないといけないわけです。ただそのまま45円で売ったからそのまま市に入るわけではないんです。利益というのは、生産価格とかあるいは管理費も当然いるでしょう。いろんな面のそれに伴った経費が掛かってくるわけです。最終的にどれだけ利益が出るか、その利益というのは例えば全体に掛かっている経費をどういうふうに節減していくか、そういうことに根本的にはなってくるのではないかと。だからあくまでも45円がそのまま市の方に入ると思うと、これは大きな間違いになるわけです。やはりこれをコンビニで出したり、あるいはドラッグストアに出したり、あるいはある大手のメーカーに出したりする場合には、必ずクッションがいるわけです。手数料というものが、段階段階によって必ずクッションが掛かってくるが、そのクッションをどういうふうに市の方で調整していった利益をどういうふうにするか。利益ということになると営利事業になりますけど、そこまでやはり考えていかないと。上代価格を45円にした中に、例えば消費税が入ってきた場合には利益が少なくなるわけです。そういうところをやはり考えて仕入れを叩かないといけないわけです。技術がかなりいるんじゃないかと思います。

会長

・はい、ありがとうございます。

委員

・質問ですが、今手数料とおっしゃいましたので、当社でお客様からその代金をいただく分については手数料の預かりみたいな形での経理財務上の処理になって、その後また販売をした手数料をお支払いしますということであれば、例えば営業外の収益とかそういうような形での売り上げはもうたてられないようになるわけですか。

事務局

・おっしゃる形になろうかと思えます。一応手数料として市の方に納付していただき、それから販売枚数に応じた手数料といいますが、先ほど言った^{かず}手数料ですね、そういうも

のを市からそれぞれの取扱店にお渡しする。そのような形になろうかと思いますので、販売というような名目での経理処理というのはできないのかなと思います。これは詳しく私どもの方でも研究しないといけない点が数々残っております。

事務局

・例えば切手をイメージしてください。切手はどこで買っても、10円切手は10円、50円切手は50円です。それは郵便料として皆さん方から国がいただき、その販売枚数に応じたお金を扱ってくれたお店に差し上げるわけですね。だから販売ではなくて販売するをお願いされたところが額面通りのお金をお客さんからもらって額面通り売れたお金を市の方に収める。その報告があった時に何枚売れたかというのを、市の方から手数料をその扱った方に差し上げるというようなことでイメージしていただければ、例えば切手というような形でイメージしていただければ分かると思います。どこで買っても一緒ですよ。

会長

・よく分かったのですが、なぜその方法を採用しなければならないのかということが分からないんです。

事務局

・ごみ処理の手数料という考え方なんです。

会長

・そうなんです、手数料という考えを採用しなければならないのかというところが分からないんです。

委員

・それはごみ処理の有料化という方向で今検討している訳ですから、有料化ということは、450あたり30円とかいう形でごみ処理費の手数料ということで今検討している訳なので、そここのところで、ごみ袋が幾らということではなくて、ごみを処理する手数料ということでの話じゃないかと考えているのですが。

委員

・さっき事務局が研究しますと言ったのだから研究していただいて。切手の話は分かりやすいような話なのですが、地方財政論とか行財政論でいうと、手数料ということの考え方はいろんな考え方があって、簡単な話じゃないと思うんですね。だからもうちょっとちゃんと研究をしていただいて、それから進めたらいいんじゃないかと思うんです。

委員

・ 委員から今話がありましたが、私も切手の売りさばきということでやっています。手続きの上においては、何か判断するものにはなっていませんし、スムーズに売っています。それで、今の説明を聞いて、私の方も今感じ取って分かった次第でございます。今行政の方から案内のあった方法だったら、私は可能ではないかと思えます。

委員

・ 私も前回言ったように、処理費が一人1万4千数百円、これを結局どうするか。根本的に言えばこれをなんとか削減しなければいけない訳です。そこで、ある程度シュミレーションをしてもらってるのかどうかということを知りたいのですが。製造費、ごみ袋の表面にどれだけどういうふうなことを書いて、その印刷費とか、袋は一枚どれだけ製造費が掛かるのかとその流れをですね。そういう数値を出されているのかどうか。例えば感覚的に40円とした場合、それにプラス製造費だけではなくて今度は在庫に対する管理費も掛かってくるわけです。目に見えないそういう費用というものをやはり計算上に入れていかないと大変なミスをおこすわけです。

会長

・ はい、今のように確かにいろんな費用というものも考えながら最終的な値段等は変わってくるだろうと思えますけれども。

委員

・ 先ほど 委員から財政論のお話でしたが、他の自治体でも同様にこういったごみの有料化については取組みをしているようにありますが、その時の根拠になりますのが地方自治法の第227条、これに具体的な定めがございます。若干堅苦しい表現になるのですが、当該普通公共団体の事務で特定のものにするためのそういった行政サービスについては手数料を徴することができるという形になっておりまして、家庭ごみの有料化につきましては基本的には市町村の責務ということがあるんですが、一方で家庭ごみの処理を必要とする住民のために行う行政サービス、それにつきましては、この地方自治法の規定に基づきまして手数料を徴するという仕組みが一般的でございます。先ほど 委員からもお話ございましたように、当然この根拠になるものは収集運搬に要するコスト、さらには中間処理、これは焼却になりますが、それから最終処分こういったものに要するコスト。こういったものの一定の比率のものを市民の方に負担をしていただく、そういう仕組みでございます。

委員

・確かに 227 条にあるんですよね。だけど、それは何でもかんでも取っていいよということではないはず。住民票とか、もともとは限られた手数料の範囲だったのが今はどんどん拡大解釈されて、それでごみの袋にもこれが導入されてるということじゃないんですか。そういうことを研究されてる学者も研究者もいますけどね。そういう事を私は言っただけです。

委員

・会長よろしいでしょうか。

会長

・ちょっと待ってください。一つ分からないのが、もしその地方自治法第 227 条がそうした類のものであるとするならば、私たちが最初にした議論というのは、例えば処理費が幾ら掛かっていてその何%を負担していただくかが、ごみ袋が何リットルにつきこれだけにしますよという議論を一度もしてきませんでしたよね。ごみを減量化するという目的でやっているのであって、その処理費用の負担をどうのこうのというようなことを議論したことは無いんですよね。そうすると、そうしたものをもし行政のサービスというのはこういうもので何%負担すると決めるならば、話が全然違ってくるような気がするんですけど、問題はないんですかね。

委員

・これまで議論をしていただいた内容から致しますと、当然今回の有料化につきましてはごみの減量をいかに進めていくか、これが主眼でございます。先ほど委員からの議論の中で、手数料の根拠は何かというご指摘がございましたので、そのことについて一つご紹介させていただいたわけございまして、当初から何%のご負担をいただくとかそういった趣旨のものではございません。あくまでも手数料のよりどころはこういうことなんだということで、あえてご紹介をさせていただいた、そういう内容でございます。

会長

・多分私たちの理解もその程度ですから、市民全体から見ると恐らく相当の誤解があるというふうに考えたんです。それでこれはちゃんと説明しておかないとお互い誤解したまま進んでいってしまうのかなというふうにちょっと心配になったんです。いずれにいたしましてもごみ袋につきましてはどこでも手に入るようにするということと、どこでも同じ値段であるということ、これは変わりはないということですね。細かい内容につきましてはまたそれぞれ行政の方でご検討いただけるとは思いますが、可能であれば自治会が要望すれば販売することができるかどうかということの検討をしていただきたいという 3 点でまとめさせていただいてよろしいですか。

委員

- ・はい

会長

・ありがとうございます。他にございますか。下に書いてあります 22 項目の中で特にピックアップすべき項目がございましたらおっしゃっていただきたいと思います。

特に無ければ減免措置、51 ページの方に移りたいと思います。ここでは、一番大きいのはおむつの関係、それから生活保護、あるいは低所得者の関係のことになっているかと思えます。おむつについてはどのようにお考えでしょうか。除外すべきだという意見と除外すべきでないという意見と両方がございます。おむつは子供用と大人用もございます。

委員

- ・大人用のおむつも出ますかね。

会長

・介護用、特に最近は家庭介護が進められていますから、たくさん出ると思えます。おむつの場合には、生ごみとして扱ってはいけませんが、普通のごみとちょっと違いますので、長くおうちの中に置いておくということが出来ないだろうと思えます。そういう意味では生ごみよりももう少し排出回数が増えるかなと思うのですが、おむつは有料から除外したほうが良いと思う方意見はございませんか。

委員

- ・無料でいいと思います。

会長

・おむつは有料にすべきではない、平等に負担をすべきだと思われる方いらっしゃいますか。そういう意見も一理ある、やっぱり考慮すべきであるというのはございませんか。

委員

- ・それも先ほど事務局が言われた検討事項に入れてもらったらどうなんですかね。

会長

- ・おむつの有料無料をですか。

委員

・はい。やっているところはどういういいことがあるのか、それも調べてもらったら答えが出るんじゃないでしょうかね。

会長

・いや、これはいいこと悪いことにはあまり関係ないという気がしますが。

委員

・例えばこういう言い方はいいかどうか分かりませんが、子育て支援とか独居老人支援とか福祉の増進とか、そういう政策理念には合致することではないでしょうかね。

会長

・はいそうですね。

委員

・だからこういう声も出てくる。清掃行政の政策と福祉行政の政策とをリンクしてと、市の施策としてあるんじゃないのですか。

委員

・保護の保護という上乘せした保護になる感じもしますので、子ども手当が出てるというのをここに書いてますがそれも一理ありますし、子ども手当は出しているはおむつは無料に、それから生活保護世帯はその生活扶助費が出てるのにさらにその食生活上から出てくるごみについては無料にというかたちになると、保護の上乘せにつながる感じがしていますので、その部分まで無料にすべきかというのはちょっと私も疑問符で、有料でいいというふうには感じております。

会長

・無料にして一番問題になるのは何かと言いますと、無料という恩恵を受けているということ自体が、その無料の恩恵を受けている人に実感として伝わらないという部分でございます。たとえ10円でも20円でも払った物は自分が払ったんだという意識を持てますけれども、ただの物というのは、なかなかそういう意識を持ちにくいという部分がございます。これはどんな行政サービスであろうと他のサービスであろうと同じこととなります。例えばスーパーでレジ袋が無料でもらえているんだ、実はコストが掛かっているのだけれども誰も知らない。配りませんよと言われて初めてコストが掛かっているんだということを理解した。そういう部分もございませぬ。どこまでを無料にすべきかということはなかなか政策上の問題が非常に大きいので、一時的にそう決めてしまうというようなことは難しいのかもしれない。何でも無料であればいいと考えるのか、それとも、もう少し考えてから

結論を出してくださいねとするのか、そういうところなんです。

誰か有料化賛成ってような意見は無いですか。積極的賛成という。

委員

・私は実は9月まで静岡におりまして、静岡はやはり全面的に有料なんですよね。やはり今会長がおっしゃったように、30円というお金をかけることが減量化になるという目的からすると、やはりこういった世帯も掛けたほうが良いと、お金を払っていただいた方が目的には合致するんじゃないかと。あとは子ども手当とか行政側で生活保護をどうするのかっていうのは、またそういった技術的な問題なのかも分かりませんが、やはり一律に網を掛けといて、プラスじゃ後はどうするかというのは、また別のところで議論した方が良いでしょう感じがします。

委員

・今静岡の例をとりまして、私も他の都市はどうかと行政の方にお伺いしようかなと思っていたのですが、そういうようなことで、私は有料にしてもいいのではないかと思います。というのは、やはり委員が言われましたとおり、そういうようなところにはいろんな部分でいっています。やはり受益者負担という部分が必要になってくるかと思えますし、また無いやつを今度増やすという商売の売り方の鉄則もそうです。要するに高くすれば一般の人からも言われる。それよりも下げる部分は何のことは無いわけです。みんな喜びます。そういうようなことで有料化の方にして、またいろんな雰囲気が変わった時に下げるといっていいし、とりあえず今のところは、受益者負担ということで私は有料の方に進めていただいたほうが良いと思います。

会長

・要望はたくさんございます。誰か擁護する意見はございませんか。これはたぶん行政上の目標というものと大きくリンクすると思いますが、有料無料というような様々な意見があって、それらをよく勘案して行政上目的に齟齬の無いようにお願いをしたいというようなちょっと逃げで申し訳ないのですけれども、文言として行政の判断というものを尊重したいというふうに思いますが、どうでしょうか。

委員

・私は去年の今頃から言っていました。初めに値上げありきという行政の進め方にずっと疑問を呈してきたわけで、行政に任せるとそうになってしまう。それが心配です。

会長

・任せるといえるのは有料化ということですか、無料ですか、どちらですか。

委員

・有料です。だからもう少し研究すればいいのではないかと私は思うんですけどね。

会長

・結局するかしないかだけの問題に最後は行き着くと思うのですが。

委員

・私の意見はともかく、基本は有料化ということで答申が出されるわけで。

会長

・ですからその答申の中に、おむつは無料にしろというふうに出すのか、無料の意見とか有料の意見とかいろいろありますから良く考えて、行政上齟齬の無いように結論を出しなさいねというふうに出すか、有料ですよというふうに決めてしまうか。この3つしかないと思うのですが。

委員

・私は有料に反対ですけど、せめてやるんだったらピシッとやらないと途中でこうこれはひょっとしたら無料になるかもしれないよ、そういうやり方というのはちょっと行政も大変だと思うんですね。やるんならきっちりした方針でやるべきだと思います。

会長

・基本的に有料。これを使うというのを柱にしてよろしいですか。

委員

・はい

会長

・はい、ありがとうございます。そこはすべて終わります。では の40の項目の中で特にピックアップしなければならないとお考えになるような部分はございますか。

特に無ければ次の項目に移りたいと思います。実施時期につきまして、これは4番の周知方法とも関係するかとは思いますが、消費税があるし時期が悪いのは確かでございますけれども、これはお聞きしたということにして、いわゆる猶予期間、準備の期間というものをちゃんととってほしいというようなご意見がございました。これはもっともかと思いますが、実施時期につきましてはその準備等を十分やってから掛かりなさいねというような答申案を作りたいと思っておりますけれども、そのような形でよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。14個意見がございましたが、特にピックアップすべき意

見はございますか。特に無ければ4番の周知方法にまいりたいと思います。いわゆる自治会単位で説明会、町内会云々というようなこと、あるいはいろんなアイデアとして、こういう媒体を使ったらどうだろうかということがございます。すべてもっともなのですが、現実には人的資源や、物的資源というものには限りがございます。要望は例えば非常に細かい単位でやって下さいという要望がきますけれども、現実にはそれができるかどうかという部分になってくると、その部分の問題が大きいかと思います。従いまして、答申案につきましてはこういう意見があるから、きめ細やかにと書くべきなんではないでしょうか。十分な理解が得られるように説明会等を開催し、実施に移すようにというような形の答申になるかと思うのですが、いかがでしょうか。

委員

- ・それでいいと思います。

会長

- ・よろしいでしょうか。では今申し上げたような形で答申案を作らせていただきます。

周知方法につきまして細かいところで、34番までたくさんございますが、特にピックアップすべきような部分はございますでしょうか。特に無ければ56ページのごみ減量リサイクルを推進するための施策に移りたいと思います。

事務局の方でご説明お願いいたします。

事務局

資料説明

会長

・それでは56ページに戻っていただきます。ごみ減量・リサイクルを推進するための施策として分別方法につきまして様々な意見が出てきております。どちらかと言いますと有料化とは直接関係がないことが多いのですが、分別のルールというものに関して結構苦情が多いというふうに取り取っていたのですが、私は実は分別のことはあまり詳しくございませんでしたので、今日事務局に頼んでこういうのが渡ってるということを初めて知ったのですが、分別辞典というもので例えば煙草の箱は3つに分けなさいというふうに書いてあるのです。銀紙の部分がどうだとか、実際するんだらうか、少し細かすぎないかと思いつつ読んでいたのですが、そういう分別の方法が急に変わったのですか。4月からまた変わったというような形で、これは24年4月からの辞典だそうですけれども、ここで変わったのですか。

事務局

・24年度からペットフード缶を燃やせないごみから缶ビンの方に変更しております。そして綺麗な衣類を古紙・布類のほうに変更しております。臭い付きの紙、防水加工、アルミ加工された紙、汚れ破れた衣類、そういったものにつきましてはリサイクルができないことから、燃やせないごみの方に分別をしました。ペットフード缶につきましても同じ素材でありますので、リサイクルが可能ということで、市民の皆様からご意見をいただく中で、そういった分別の変更を適時行っていくといったような状況でございます。きれいな衣料につきましても一応東南アジア等に最近輸出できるようになりまして、リサイクルができるということでそういった変更を適時かけているといったことでございます。

会長

・そういう話を聞いてちょっと思いますが、これは辞典ですからそこまで書かなくてもいいのかもしれませんが、なぜそう変えたのかってことを書いてないと、市民は結果は分かってもなぜだというのは分からないので、それでかえって疑問点が増えてくるんじゃないかなと思うのです。例えば、衣類を再生するというのであるならば、別に破れていてもいいじゃないか、再生するならば。そう思うのが普通だと思うのですよ。そういう意味ではちょっと舌足らずのところがあって、多くの質問疑問が出てくるのではないかなという部分もあるかと思えます。しかし、この部分につきましてはこういうようないろんな意見があったということは承知いたしましたけれども、直接ごみの有料化とは関わりがないというふうに思えますので、お聞きしました、今後は考えてくださいね、というような答申案にしたいと思えますが、それでよろしいでしょうか。特に無ければそのようにさせていただきます。

次に58ページの分別指導でございます。様々なアイデアが寄せられております。こういうアイデアを生かせる部分はできるだけ生かして市民の期待に応えていただきたいというふうに思えます。そういう意味では貴重なご意見だとは思いますが、直接有料化という部分には関係しないのではないかなというふうに思えます。今後有料化にもし行くなれば、恐らく説明会も何回も開かれていくでありましょうから、そういう機会を利用してここに寄せられた様々な疑問に答えていくというような形でやっていただけたらというふうに思えます。答申案につきましては、先ほどと同じように留意して今後の行政を進めなさいというふうな形になるかと思えますが、それでよろしいでしょうか。はい、特に無ければ次にまいります。もし50個のうちでこれはピックアップすべきだという意見がございましたらお知らせください。よろしいですか。

次にまいります。61ページの普及啓発について。段ボールコンポストも含めてコンポストがございましたけれども、現在活発にコンポスト系の需要とあります。申し込みというのはございますか。

事務局

・本事業は平成 21 年 6 月から実施していき、平成 21 年度の申請世帯数が 989 世帯、22 年度が 920 世帯、23 年度が 928 世帯ということで、1,000 世帯弱で 3 年間推移してきております。

会長

・これは何か市民の方々にも公表と言いますか、是非広めて欲しいということがたくさんございますので、そうした様々な提案を取り入れていけばよいのかと思います。ごみを減少させるという意味ではコンポスト等は有効ですが、有料化そのものとは連動いたしませんので、「こうした意見がございました。こうした意見を参考にして、よりごみの量が少なくなるような施策を実施してください。」というような形の記述になるかとは思いますが、そうした記述でよろしいでしょうか。これもたくさんございまして、65 ページの 75 番のところまでがこれに関わる意見でございます。もし特にピックアップすべきような意見がございましたらお知らせいただきたいと思ひます。そういえば最近生ごみを絞るって昔からよくやっていますけれども、キャンペーンをやっていますか。

事務局

・生ごみのひと絞りモニター事業というものを本年度実施いたしました。

会長

・たしかモニターですよ。

事務局

・今後はその結果に基づきまして、市民の皆様により一層の生ごみのひと絞りをやっていたらこうということで、周知啓発に努めてまいります。

会長

・コンポストもいいんですけど、ただちょっと土地が無いとなかなか実際にはやりづらいいという部分がございます。そういう意見もありますが、特にピックアップすべき項目が無ければ次の 65 ページの拡大生産者責任というところにまいりたいと思ひます。

拡大生産者責任についてはもっともなのですが、私自身もう少しこの拡大生産者責任についてということをお答申の中で強く押し出したいというふうには思っているのですが、どうでしょうか。時々申し上げますけれども、スーパーのお肉だってあんなにペラペラと並べなくてもいいのではないかと申上げています。特にかさが大きいですから、袋をたくさん使ってしまう。そうすると、これは消費者の方は買わなくてはいけませんので、どうしようもない部分がある。生産者や販売する方で工夫してくれないことには、

でもそれで重ねたら下が見えないと苦情がおきて今度は困るっていうのもある。だから市民の方も生産者の方もお互い納得してやれるようなそういう雰囲気づくりを行政というものが主導してやっていくこと、そして同時に生産者の方々にもそういうことをお願いするという。消費者の方々にも不買運動とは言いませんけれども、これは要りませんからこのごみの部分は持って帰って下さいというような言い方をしてもいいんですよというようなそういう一声かけといますか、そういうことを考えていくとか、様々な工夫をしていただいて、作る方の責任というものをきちんと詰めていきたい。そういうふうに思っております。そういう考え方でよろしいですか。反対意見があってもかまいませんよ。

委員

・その関連ですけれど、そのトレー等は全くいらないうえ思うのが2重になっていたりする場合もありますし、気になるのは、余談ですけどトレーの色つきなんです。あれはもう必要ないと、今回の問題とはちょっと違うんですけど、色の付いているトレーは本当に必要ないかと思えます。トレーをくるんで、またどうかしたら袋に入れてくれてっていうのはちょっともういただけないですね。

会長

・はい、ありがとうございます。書き方としては少し強めな表現になるかと思いますが、ご了承いただけますか。文書はまたご相談いたします。特に31あります意見の中でピックアップすべきようなものはございますでしょうか。

無ければ次の66ページの教育について。今学校で、小学校や中学校くらいのところでごみ処理場とか下水処理場とかいったような社会施設の見学者というのは増えておりますか。

事務局

・横ばいの状況のようでございます。

会長

・小学校や中学校に、社会見学として是非来てくださいという案内状を出されたことがございますか。

事務局

・小学校4年生が社会見学で施設を周ることがコースになっておりますので、小学校の社会見学は4年生がということになっております。

会長

・全小学校ですか。

事務局

・はい。

委員

・関連なんですけど、毎年大分市と消費者団体連絡協議会が竹町ドームで消費生活展というのを行っています。その時に見学の生徒さんがとっても通るんです。そして見て行ってほしいんです。大分市のごみがどうなっているのかとかいろんなそういう問題をずっとパネルで展示しているんです。ちょっと寄って下さいと言うんだけど、予定があるのでということで、先生方は寄って下さる方もあるんですけど、寄っていただけないで通っていく、今ちょっとそれを感じたのですが、あれがせっかく市の方もおいでになってやっておりますのに、ごみがどうなっているか、一人あたりが幾ら使っているかとかいうのをパネルでずっと出しておりますので、見てもらえるとありがたいかなと思って、学校の先生方にもそういう時に寄っていただける方法みたいなことが、何か呼びかけができないのかなと今思いました。

会長

・はい、ありがとうございます。要望としてお聞きしておきます。

委員

・学校教育でごみ分別を教育しているということはないよね。

事務局

・環境副読本というものをデータで各学校に提供しておりますが、その中には含まれていると考えております。

委員

・それを使ってきちんと教育の中で分別の仕方等を教えていく方が、やはり子供たちが分別するほうが、親の分別というのは古紙に入るようなのを可燃物の中に入れたり、大人というのはそういう人が多いんで、子どもたちがそういう分別をきちんとしていく教育を受けてそういうふうになれば、分別がきちっと行われていく方法がやはりとられると思うので、教育の中にそういう時間をもうけていただくというのは一つの方法だと思います。

会長

・なかなか教育は文部省のカリキュラムで大体決まっているので、途中から入るのはむずかしいのですが、ただ教材を提供するとか、今副読本という話が出てましたけれど、あるいは分別ゲームとかいってゲームのルールと物を出してあげて、これで遊んでみてくださいとか、そのようにいろんなアイデアで材料を出してあげるといようなことはこちらの方にもできるかと思います。直接関係はございませんので、教育の方も大事な場です、というような答申案にさせていただきたいと思います。67ページの11番まで教育に関することがございますけれども、追加すべきことがございましたらばお願いいたします。

特に無いようでしたら67ページの収入の用途についてというところに入りたいと思います。これはまた多くの意見が寄せられております。どういうふうにお金を使いますかというそういう問い合わせになります。ここでは報償金を増額、分別辞典を各戸配布、分別辞典は配布してないんですか。

事務局

・平成19年に12分別を開始したときに戸別に配布を致しましたが、その後の変更については戸別に配布はいたしておりませんので、平成19年度に配ったのが今のところ最後になっています。

会長

・24年に改正しているでしょう。

事務局

・その分は転入者とかそういう皆さんにお配りするために、毎年1万部ほど刷っております。

会長

・代わりに何かあるんですか。

事務局

・毎年ごみ収集のカレンダーを作ります。それにはその時その時の最新の分別について掲載しております。

会長

・それでもこういう意見が出る。各戸配布してほしいと。では他にどうするんですか、手数料としてとったお金はどうなるのですかという部分。これは市民の大きな関心事だろうと思います。まず最初に考えられるのは、私は議会のことをよく知りませんが、一般会計

にすべきなのか、特別会計のような形で別にすることができるのかという点だろうと思います。特別会計というのはよく知りませんが、手数料というものを別に会計でプールするということは可能なのですか。

事務局

・今回は手数料ということになりますから、一般の歳入として入ってくると思いますので、これを特別な会計に分けるということにはならないのではないかとこのふうには考えております。

会長

・ということは、この報償金を増額するとか何々をするというようなことは、一般会計全体の中で考えられることであって、特にこのお金だからこちらに使いなさいということは、当審議会の中の審議事項には属さないというふうに考えてよろしいですか。

事務局

・はい、ただ収入としてはやはりそれだけのものが入ってきますから、それに見合った施策に充てるということは、我々としても考えていかななくてはならないのではないかと考えております。

会長

・見合った施策として例えば報償金というものを考慮すべしということも書けますし、あるいは将来の子供たちのためを含めて我々はごみの減量ということを考えてのであるから、将来起こるべきような事態に対応するために積み立てを作りなさいねというふうにも書けますが、これはできるんですかね。

事務局

・基金という方法があろうかとは思いますが。

会長

・例えば何年か後には何百億とかいうお金が掛かる処理場の建設費の一部にするというような、そういう形にも可能でしょうし、審議会としてはどういうふうを書くべきか。日々消えていく方が良いですか、長く残るためのお金に使うものか。

委員

・ごみの減量化ということでこの審議会の話も進んでおりますので、やはり減量化の方向に資するということがまず第一だと思っておりますし、それからごみの有料化の中で、不

法投棄等の、これは行政の方からも出ておりますが、監視カメラの設置等を進めていくとか、そういうような不法投棄に対応するのに使うとか、それからごみ焼却等の方に使うとか、ごみの有料化で得た資金については、ごみの減量あるいはそういう物にきちっと使用していくというのがまず第一ではないかと考えております。

会長

・他にご意見はございますか。

委員

・現在私の方では有価物集団回収運動にかなり力を入れていますが、最近物価自体が非常に安くなっているわけです。主な意見の中に書いてありますが、廃品回収の報償金を増額してほしいと、こういうのは我々もあまり口に出したくはないんですけど、私はよく新聞の相場面を見ているのですが、ひと頃新聞、段ボールが100円だったのが、現在新聞は80円それと段ボールが70円、これは業者の取扱金額ですが、既に4割がた減額になっているわけです。ひと頃は年間の有価ごみの売上が40万、それが現在は4割カット位になっている。この売上金の使途というのは、もちろん稼働人員に対するある程度の報酬は出しますが、それと同時に残った金額は町内会と老人会の福祉事業に全部こちらから助成金として出しているわけです。これが4割カットになると、全く根底から違ってくるわけです。こんなことだったら止めなきやいかんかぁという話も出ているわけです。新聞雑誌や段ボール、これは市の方から報償金が出てます。だけどアルミ缶に対してはこれは非常に相場物で、ひと頃90円のものが現在50円、こういうふうな単価なっています。メーカーや取引先によっては1kgが25円。そういうふうな大きな格差が出ています。そういうことで全体的に減少というような感じになっているんですけど、この点を何か新聞ではなかったかと思いますが、市の方でも増額を考えられているということなのですが、どうなんでしょうか。ちょっと市の方の意見をお聞きしたいんですけど。

会長

・すいません。今は金額を云々とする問題ではないので、ただ現状は非常に厳しい状況におかれているということがよく分かりました。

報償金以外の使い方について何かご意見をお持ちの方いらっしゃいますか。基本的な書き方と致しましては、目的が減量化ということでありますから、減量化に資する施策のためにお金を使いなさいというような書き方でよろしいでしょうか。それではそうさせていただきます。

ここにつきましては25番まで個々の意見がございまして、特にピックアップすべき意見がございまして、無ければ、69ページのごみ減量リサイクルについてということなのですが、様々な意見というものが出てきております。こういうアイデアという物をいろいろ

ろご利用いただいてごみ減量化に努めるべしというような答申案にしたいと思っております。ただここに出てますディスポーザーというのは、皆さんあまり聞きなれない名前かと思いますが、ディスポーザーというのは、基本的に流しの下にモーター付けまして、それにカッター、刃物をつけておきます。そこに上から野菜のくず等を押し込んでやりますと、それを細かくジュースみたいに切ってくれます。そうしたものをそのまま下水道に流すというのがディスポーザーという機械です。これは魚の骨とか生ごみを全部砕きますので、生ごみは家庭に残らないという意味では非常にいいのですけれども、逆に下水道の負荷が非常に高くなる、それから油が管に詰まりやすいというようなデメリットもございます。そうしたメリット・デメリットを考えてから導入しなければならないという部分がございます。それ以外は私の方からは特にございませんけれども、特にピックアップすべきような意見というのはございますか。

それでは 71 ページのごみ収集について、これはごみの有料化にあまり関係が無く、普段のごみ収集について意見が出てくるのだらうと思います。意見を参考にして、改善が図れるところは改善してくださいというぐらいの答申しかできないと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。72 ページまでに 30 番までございますけれども、特にピックアップすべき点がございますか

では 73 ページのごみステーションについてです。もし有料化になったならば、ごみステーションの整備にお金が回ってくるかもしれませんが、ここで出てくるのは、そうした一般的な意味の中に入ってしまうと思われれます。そういう意味で、こういう意見もございましたというようにさせていただきたいのですが、それでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。これはたくさんございまして、75 ページの 56 番までございます。特にピックアップすべきものはございますか。

委員

・これは私が去年から言っていたのですが、高齢化に伴うごみ出しについては各地区とも本当に問題になってくると思うんです。先行的に行っている自治体では、優しい収集とかふれあい収集とか福祉収集とか、特に独居老人のお宅に清掃作業員が取りに行くということをやっているところもありますので、そういうことを是非検討してほしいと、改めて今日申しておきます。

会長

・はい、了解いたしました。書き方は大きくは変わらないとは思いますが、この場でご意見を伺いました。他にございますでしょうか。では 75 ページのクリーン推進員についてです。なかなか大変なお仕事をさせていただいておりますけれども、特に有料化と関係するのは仕事の量が増えるのではないのかということかもしれません。クリーン推進員等の協力を得てというような書き方になるかと思いますが、そうしたことでよろしいでしょうか。

委員

・書かない方が。

会長

・無理に書かない方が良いですか。

委員

・はい、無理して書かない方が。

会長

・はい、特になければ無理して書かないということで良いですか。

委員

・はい。

委員

・クリーン推進員の件ですけれど、現市長が大分市の市長になられたころ、もう既に私の地区としては10名のクリーンという組織を作っていたわけです。皆さんの地区でもやられていると思いますが、8時から9時の回収するまでに大体10名ほどいて、朝8時から8時40分ごろまでが分別作業や、或いは違反ごみの撤去とかそういうことをやっています。おかげで市の方からもご理解をいただいているわけですが、問題はクリーンというものをもう少し評価していただくような広報活動ですか、そういうものをやはり市の方からしていただきたいんです。ただその地区でやっているからいいんじゃないかと、クリーンというのはどういう仕事をしているかと。今一番大事なのがごみの選別ですね。やはり減量作戦でもいろいろあります。だからそういう面で見ても、もう少しごみという物に対する対応、それに対処してる人たちの仕事、それと特に私は以前から言っていたのが、せめて現場を見に来てくださいと。8時から出て来ている姿を見て一言でもいいからご苦労さんだと、たまにはそういう声掛けをしてもらいたい。それでやはりクリーンの一つの生産意欲というものが沸いてくるのではないかと。やはり心配り・心配り・目配り、これは我々現場に立つもの、また指導するもの、これを常に心がけてやってこそお互いが力になり、肥やしになってくるのではないかと思いますので、今後こちらも頑張りますので、よろしく願いしたいと。

会長

・ありがとうございました。意見として伺いました。他にございますか。

では特に無ければ76ページの市のごみ処理施設についてですが、これは少しごみ有料化

には馴染まないで、ここに有料化によって得られた財源で施設云々という部分がございますけれども、一般財源の中から当然使われていくだろうとは思いますが、特にコメントはしないということによろしいでしょうか。特にコメントする人はおられますか。それではこの部分は特にコメント致しません。

今日は全部終わる予定だったのですが、全部終わりきれませんでした。77ページの家庭ごみ有料化に向けた検討事項のうち6番のところは次回にまわさせていただきます。そして時間がありましたら更に新しい諮問もいただきましたので、その部分についての検討もしていきたいと思っております。それでは一度マイクの方を事務局の方にお返しいたします。

事務局

・大変ありがとうございました。また委員の皆様にも長時間にわたるご審議、大変ありがとうございました。それでは会長これで本日の審議会は閉めるということによろしいでしょうか。

会長

・はい

事務局

・それでは最後に、次回の審議会の日程を皆様方にお尋ねしたいと思いますが、月一程度で実施していこうということで会長ともお話をさせていただきましたので、12月の25日の午前10時からということで皆さんいかがでしょうか。

事務局

・大変申し訳ございませんが12月25日火曜日の午前10時ということによろしいでしょうか。まだ会場は決定しておりませんので、改めて委員の皆様にはご案内を差し上げますので、それで次回の出席をよろしく願いいたします。

それではこれで閉会ということで、以上をもちまして平成24年度第4回大分市清掃事業審議会を終了いたします。委員の皆様大変お疲れ様でした。